

全米販の 医療保障共済

病気・ケガによる入院・手術をサポート！



割安な掛金で 安心の保障

家計にやさしい手頃な共済掛金（掛け捨て）で、安心の保障が得られます。

病気・傷害での 入院・手術を保障

病気や不慮の事故による傷害での入院や手術について保障します。

業務上・業務外を 問わず保障

業務中だけでなく、日常生活、レジャー中の傷害での入院や手術についても保障します。

健康告知だけで 契約可能

現在健康であれば、ご自身による健康告知だけでご契約いただけます。

保障内容及び共済金のお支払い基準

契約概要

入院共済金

契約回数×1,000円
×入院日数

手術共済金

契約回数×1,000円
×10～40倍
(支払倍率表による)

対象となる手術及び支払倍率表（抜粋）

10倍

- 筋・腱・靭帯観血手術
- 虫垂炎切除術・盲腸縫縮術
- 網膜剥離症手術

など

20倍

- 耳下線腫瘍摘出術
- 切断四肢再接合術
- 腹膜炎手術

など

40倍

- 胃切開術
- 頭蓋内観血手術
- 悪性新生物根治手術

など

具体的なお支払い例 (8口契約の場合)

胃がんの治療の為、
胃切開術を行い、
30日間入院をした。



入院 8口×1,000円×30日
=240,000円

手術 8口×1,000円×40倍
=320,000円

合計 560,000円のお支払い

ご契約について

契約概要

契約者	米穀業界に關係する方及びその配偶者、全流協に加入している方、その他全米販が認める方
契約方法	本人及びその配偶者で、健康な方を被共済者（保障対象）としてご契約ください。
共済期間	10月1日～9月30日の1年間（中途契約の場合、毎月1日開始の契約が可能）
契約可能年齢 （毎年10月1日現在）	本人・・・14歳6ヵ月超～69歳6ヵ月（誕生日が14年前の4月1日～69年前の4月2日） 配偶者・・・満18歳～69歳6ヵ月（誕生日が18年前の10月1日～69年前の4月2日）
契約口数の単位	3口、5口、8口、10口
契約限度口数	本人10口、配偶者8口を限度とし、配偶者の口数は本人の契約口数以内とします。
共済金	入院共済金・・・1日1口につき1,000円（2日以上入院した場合） 手術共済金・・・契約口数×1,000円×10倍～40倍（手術及び支払倍率表による）
共済掛金の税務	支払った共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。（所得税法第7条第1項に規定する「新生命保険料」）
解約・失効	本人の契約が解約・失効（死亡を含む）となった場合、配偶者に係る契約は失効します。
共済掛金の支払方法	原則、口座振替とします。毎月23日（休日の場合は翌営業日）に、翌月分を登録口座より1契約単位で振替えます。
共済金の受取人	契約者（配偶者分も含める） 共済金の給付前に共済金受取人が死亡した時は、約款に定める法定相続人



共済金をお支払いする要件

契約概要

- 共済期間中に発生した不慮の事故による傷害又は発病した疾病を直接の原因とする入院で、治療を目的として2日以上入院した場合、所定の共済金をお支払いします。
（1回の入院につき180日を限度とし、通算して1,000日を限度とします。）
- 共済期間中に発生した不慮の事故による傷害又は発病した疾病を直接の原因とする手術をした場合、1回の手術につき1口当り入院支払日額（1,000円）に契約口数及び手術の種類に応じ共済約款別表に定める支払倍率を乗じた額をお支払いします。
（2種類以上の手術を受けた時は、もっとも支払倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。）



共済金掛金について

契約概要

共済年齢（10月1日時点）	口数（入院共済金）			
	10口 （10,000円）	8口 （8,000円）	5口 （5,000円）	3口 （3,000円）
14歳6ヵ月超～19歳6ヵ月	2,850	2,280	1,430	870
19歳6ヵ月超～24歳6ヵ月	3,410	2,730	1,710	1,030
24歳6ヵ月超～29歳6ヵ月	3,770	3,020	1,890	1,140
29歳6ヵ月超～34歳6ヵ月	3,900	3,120	1,950	1,180
34歳6ヵ月超～39歳6ヵ月	3,920	3,140	1,970	1,200
39歳6ヵ月超～44歳6ヵ月	4,180	3,340	2,090	1,260
44歳6ヵ月超～49歳6ヵ月	4,650	3,720	2,330	1,410
49歳6ヵ月超～54歳6ヵ月	5,580	4,460	2,790	1,680
54歳6ヵ月超～59歳6ヵ月	6,800	5,440	3,400	2,050
59歳6ヵ月超～64歳6ヵ月	8,810	7,050	4,410	2,650
64歳6ヵ月超～69歳6ヵ月	12,110	9,690	6,060	3,640

共済金をお支払いできない場合

注意喚起情報

- 被共済者が次のいずれかにより入院又は手術をした時は、共済金を支払いません。
- 契約者・被共済者の故意又は重大な過失があった時
 - 被共済者の精神障害又は泥酔の状態を原因とする事故
 - 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故又は法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - 被共済者の薬物依存を原因とする事故
 - 被共済者の犯罪行為を原因とする事故
 - 地震・津波・噴火又は戦争その他の変乱によるとき

※共済金請求権は、支払い事由が発生してから3年を経過した場合に時効により消滅します。

全国食糧流通事業協同組合（全流協）について

全流協にご加入（出資金1口100円）いただくことで、全米販が行う共済制度をご利用いただけます。



個人情報の取扱について

全米販では、組合員、契約者から収集した個人情報を必要の範囲で、次の目的に利用します。

- 共済契約の締結、契約維持管理
- 共済事故の共済金支払い
- 共済の案内、サービス

全米販の生命共済のご案内

いざという時に残されたご家族が、死亡保障（共済金）を受けられる全米販の生命共済も、ご参照ください。



当パンフレットは、共済商品の概要を説明したものです。詳しい内容は全米販共済約款をご確認ください。ご不明な点は取扱窓口又は全米販までお問合せください。

お問合せ先

取扱窓口



全国米穀販売事業共済協同組合 共済部
Rice J. (全米販) ▶ <https://www.zenbeihan.com/>

全米販のHPはこちら

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15
TEL：03-4334-2140 FAX：03-4334-2147
E-mail：kyohsai@zenbeihan.com

0120-229-579

フリーダイヤルの受付時間 月～金（祝祭日を除く）10:00～12:00、13:00～16:00

